

技能検定委員の推薦要領について

● 技能検定委員とは

技能検定委員とは、都道府県協会の非常勤職員として選任されるものであり、技能検定試験の実施に関する業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他技術的な事項については、技能検定委員に行わせなければならないこととされており、個々の検定職種（作業）の実技試験（計画立案等作業試験及び一部の判断等試験は除く）の実施業務は都道府県協会会長の責任のもと、技能検定委員が中心になって厳正かつ公正に行うものと定められております。

● 推薦していただきたい人数 ※実技試験の実施方法により推薦人数が異なります

【集合実施の場合】

同封している推薦承諾書の枚数分、推薦をお願いします。なお、推薦作業名は過去の実施状況を基づいて記載しておりますので、推薦作業名等の加筆・修正が必要な場合は、赤字にて訂正してください。なお、推薦が難しい場合は、技能振興課までお知らせください。

【事業所実施の場合】

原則1作業につき上限1名となります。1名が複数作業を兼ねることもできます。「技能検定実施計画書」を協会へ提出し、実施について承認を受けた後、推薦をお願いします。推薦できない場合は、実技試験は実施できません。

● 提出書類 ※記入例をご参照ください。

- 1 岡山県技能検定委員推薦承諾書及び承諾書（別紙3を参照）
- 2 履歴書（別紙4を参照）
 - ① 新規で技能検定委員に推薦（過去の履歴事項に変更がある）方のみご提出ください。
 - ② 過去に技能検定委員の委嘱を受けた方で、履歴書の履歴事項（例：住所、職歴、免許・資格、賞罰等）に変更がない場合は、履歴書の再提出は不要です。

● 提出期限

令和8年4月3日（金）必着

※提出期限に間に合わない場合は、必ず技能振興課までご連絡ください。

● 委嘱期間（予定）

令和8年5月16日（土）から令和9年5月15日（土）までの1年間

※実技試験の実施期間（6月10日～9月9日まで）とは異なります。

※技能検定委員を委嘱させていただく場合は、後日当協会より委嘱状を送付いたします。また、受検申請者が不在の場合は、技能検定委員の委嘱を行いませんので、予めご了承ください。なお、委嘱を行わない方に対しては、当協会より後日ご連絡いたします。

● 提出方法

郵送、E-mail、FAX のいずれかとなります。

【郵送の場合】

〒700-0812 岡山市北区出石町1-2-11 イマージュ・シャトー2階
岡山県職業能力開発協会 技能振興課 あて

【E-mail の場合】

kenteika@okayama-syokunou.or.jp

【FAX の場合】

086-234-1806

● 技能検定委員が行う用務

1 打合せ会議への出席

開催日 令和8年5月26日（火）から29日（金）までの間

時間 9：00から17：15までの間、1作業40分程度

場所 岡山県職業能力開発協会 2階会議室

※会議の詳細は、打合せ会議日程表（別紙5を参照）をご覧ください。打合せ会議の日時については変更できません。なお、会議内で技能検定委員の業務等も説明させていただきますので、技能検定委員を初めて委嘱された方は必ず会議へご出席ください。過去委嘱を受けた方で、打合せ会議に参加できない場合は、技能振興課までご相談ください。欠席の場合は、電話等での調整、資料を後日送付する等の対応をさせていただきます。

2 実技試験の準備及び試験実施

日時、会場、試験の段取り等につきましては、打合せ会議の際に、技能検定委員と協会職員との間で相互確認をさせていただきます。

3 実技試験の採点

原則として、実技試験の終了後に採点を行います。ただし、受検者数や会場などの都合により、別日に採点を行う場合もあります。また一部の計画立案等作業試験については、技能検定委員へ採点を依頼する場合がございます。

● 技能検定委員の報酬等

実技試験の実施日に従事された時は、当協会規程により、技能検定委員へ報酬及び旅費をお支払いいたします。

報酬及び旅費が不要の場合は、協会より記入を求められる「実施結果報告書」で謝金及び旅費の受取区分を「不要」で記入してください。未記入の場合は、「必要」として処理します。

また、技能検定委員が準備や採点等で従事された時は、事前に当協会に謝金及び旅費の受取を必要とされるときは、必ず当協会へご相談ください。（事業所実施の場合、準備日は対象外）

(1) 報酬

ア 技能検定試験日を除く打合せ又は準備日 7,000円/日

イ 技能検定試験日又は集合採点日 8,000円/日

(2) 旅費

岡山県職業能力開発協会職員等旅費規程に基づき、協会にて算定させていただきます。

なお、有料道路（高速道路・有料道路等）を利用する場合は、自宅の最寄りのインターチェンジ（スマート IC も含む。以降 IC という。）から試験会場の最寄りの IC まで利用した場合に有料道路利用料を支給します。最寄り以外の IC で乗降車した場合の利用は認められません。

試験当日は、検定試験実施結果報告書に利用した有料道路の区間を必ず記入し、試験終了後 7 日目までに協会へ次の 2 点の資料を提出してください。

(ア) 有料道路利用実績申請書

（技能検定委員、補佐員、その他関係資料（協会 HP 内）に様式掲載）

(イ) 利用証明書等あるいは領収書（原本のみ）

（※利用日時・利用した区間・利用料金が記載されていること）

(3) 報酬及び旅費の支払予定日

打合せ会議 …… 令和 8 年 6 月 2 4 日（水）

実技試験当日、準備、採点 …… 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

口座振込申請書（様式 1）を提出された方の謝金は、個人所得となり、給与支払報告書の対象となります。口座振込申請書（様式 2）を提出された方の謝金は、雑所得となり、給与支払報告書の対象外となります。

旅費は、協会の旅費規程に基づいて距離を算定し、その距離に応じた額を支給します。距離の算定基準は、技能検定委員の住所（県外は除く）から試験会場までの最短距離とし、1km あたり 25 円で計算します。

なお、上記の支払予定日については予定であるため、若干支払日が前後する可能性がございますので、ご承知おきください。

(4) その他

振込手続の詳細につきましては、委嘱関係書類の送付時に改めてご案内させていただきます。

● 技能検定委員の傷害保険制度について

都道府県職業能力開発協会より委嘱を受けた、技能検定委員等が、技能検定業務（実技試験）に関し、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合には、次の補償の対象となります。

補償される範囲

- ・ 技能検定実技試験会場内での検定業務従事中の傷害事故
- ・ 技能検定実技試験準備のための検定業務従事中の傷害事故
- ※協会より業務の指示があった日時のみ補償対象となります。
- ・ 上記会場と自宅との往復途上の傷害事故

※往復途上において、技能検定事業とは別の目的（検定業務外での取引先等への立ち寄りや帰宅途中の買物等）で行動を開始した場合は、補償適用外となります。

● 技能検定委員における守秘義務について

技能検定委員となる方は、次の(1)から(3)について留意していただくこととなりますので、推薦の際は必ずご確認ください。

- (1) 当該年度又は委嘱期間中に行われる当該職種の技能検定試験は、受検（D 申請も含む）することができません。ただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認められます。

- (2) 技能検定試験業務に係る秘密保持の義務が課されています。なお、技能検定試験業務で知り得た採点等の検定秘項目については、委嘱期間終了後も秘密保持の対象となります。
- (3) 当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に先立って、各種団体や事業所等が実施する技能検定実技試験に係る事前講習会や事前教育の講師となること及びこれらに係る教育関係資料の作成には一切関与できません。

また、受検者に対し指導や助言することも一切禁止されており、技能検定試験問題漏洩に係る再発防止対策の具体的運用について（平成23年11月22日付け能評発1122第3号厚生労働省職業能力開発局能力評価課長発）より、次の例が挙げられております。

- (ア) 技能検定試験の出題傾向とその対策（学習ポイント、学習方法、取組方、作業手順、採点に係る発言等）を示す行為。
- (イ) 学科試験、実技の判断等試験及び計画立案等作業試験にあたっては、予想問題又は模擬問題とその解答を示す行為。
- (ウ) 実技の作業試験にあたっては、次回実施することが公表された試験問題（公表前に、前回実施された試験問題が次回実施されないことが明らかになっていない場合は、前回実施された試験問題）とその取組方を示すもの。

以上の趣旨は、試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするものであり、試験実施に携わる技能検定委員等が、講習会等が行われる場に居合わせること自体が問題になります。

これら「技能検定の事前講習や事前教育の禁止」の趣旨は、技能検定の試験実施機関が実施する事前講習会等、あるいは技能検定委員等が講師となる事前講習等を受講すれば試験問題等に関する情報が得られるといった利点があるかもしれないという印象を持たれることや、試験の公平性について疑念を抱かれることを排除できないためであり、すなわち、技能検定の試験合格のみに特化したような事前講習等を禁じているものであります。

よって、本来的な学校教育、職業訓練、OJT、あるいは技能の伝承等職業に必要な技能を習得させるものまでも禁じている趣旨ではありません。

【本件に関する問合せ先】

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

電話：086-225-1547 FAX：086-234-1806

E-mail：kenteika@okayama-syokunou.or.jp